

ターやコンバイン、管理機を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約400mで、徒歩で5分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日5番欠席のため、私から報告させていただきます。先日現地調査に行ったところ申請人が営農していることは確実であり、問題ないということ聞いております。続いて南部地区農地利用最適化推進委員から報告をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日事務局と現地調査を行いました。譲受人は営農しており遊休農地化の恐れはないと思われま。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号及び36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号35号及び36号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第3農地法第4条の規定による許可申請について議案番号37号を上程するところですが、代理人より上程の延期の申し出がありましたので、事務局より詳細の説明をお願いします。

事務局：本日11時頃代理人より連絡がありまして、許可申請書の添付書類である利用計画図を変更したいと申し出がありました。利用計画図変更後に審議する必要があるため来月へ延期についてご了承いただきたいと思ひます。

会 長：事務局から説明がありましたが、議案番号37号は次月に延期とさせていただきます。

続いて日程第4非農地証明願について議案番号38号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号38号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり宮山神社西側にあります農業振興地域内の1筆です。約50年前に寒川神社の参拝者が増え始めたころに駐車場に転用してしまい現在に至っています。相談者は他の農転の調査で違反であることが判明したため、本申請に至りました。当地は市街化区域から離れたんしている第3種農地で、長い間駐車場として利用しているため農地への復元は不可能であり、また狭小な面積で、周辺の農地にも影響がありませんので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。現地は周辺住宅地で農地への影響はありませんので問題ないと思ひます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：課税状況はどうですか？

事務局：雑種地課税です。

	<p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5、農地造成施工承認願について、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号39号を朗読）</p> <p>（説明）本案件は、位置図にありますとおり田端地区の農業振興地域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、ネギ、キャベツ等を耕作することを希望しています。当該地北側と東側の農地所有者から同意書が提出されています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが本日欠席のため私が報告します。当地の周辺は暗渠管の埋設もなく、道路面よりも低い高さでの盛り土のため問題ないとのことでした。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号39号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p> <p>次に日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号127号から128号の2件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号129号から132号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（報告127～132号を朗読）</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>（特になし）</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成30年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成30年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛

議事録署名人 市川 澄雄

本議事録は、平成30年12月20日、承認・署名を得て確定しました。